

第2期上松町子ども・子育て支援事業計画について

第4章 計画の基本的な考え

1 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、全ての子どもや子育て家庭（障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含む。）を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【子どもの育ちに関する理念】

乳幼児期・学童期・思春期の子どもの育ちの重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。

【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本計画では、上松町次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとしています。

次世代育成支援行動計画の理念を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障し、「地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、安心して安全な環境で育つまち」という基本理念の実現を目指して計画に取り組んでいきます。

【基本理念】

地域協働で支えあい、全ての子どもが、全ての親が、
安心して安全な環境で育つまち

上松町子ども・子育て支援事業計画のキャッチコピー

親も一緒に すくすく 子育て

子育ての土台は家庭にあります。子どもにとって、家庭はなくてはならないものです。子育ては楽しいことばかりではありませんが、子どもの幸せのために、親も頑張っています。日々子育てをしていく中で、親も子も、ともに成長していきたいと考えます。

つなげよう ひろげよう 子育ての根 げんき^も森林^りもり ひのきっ子

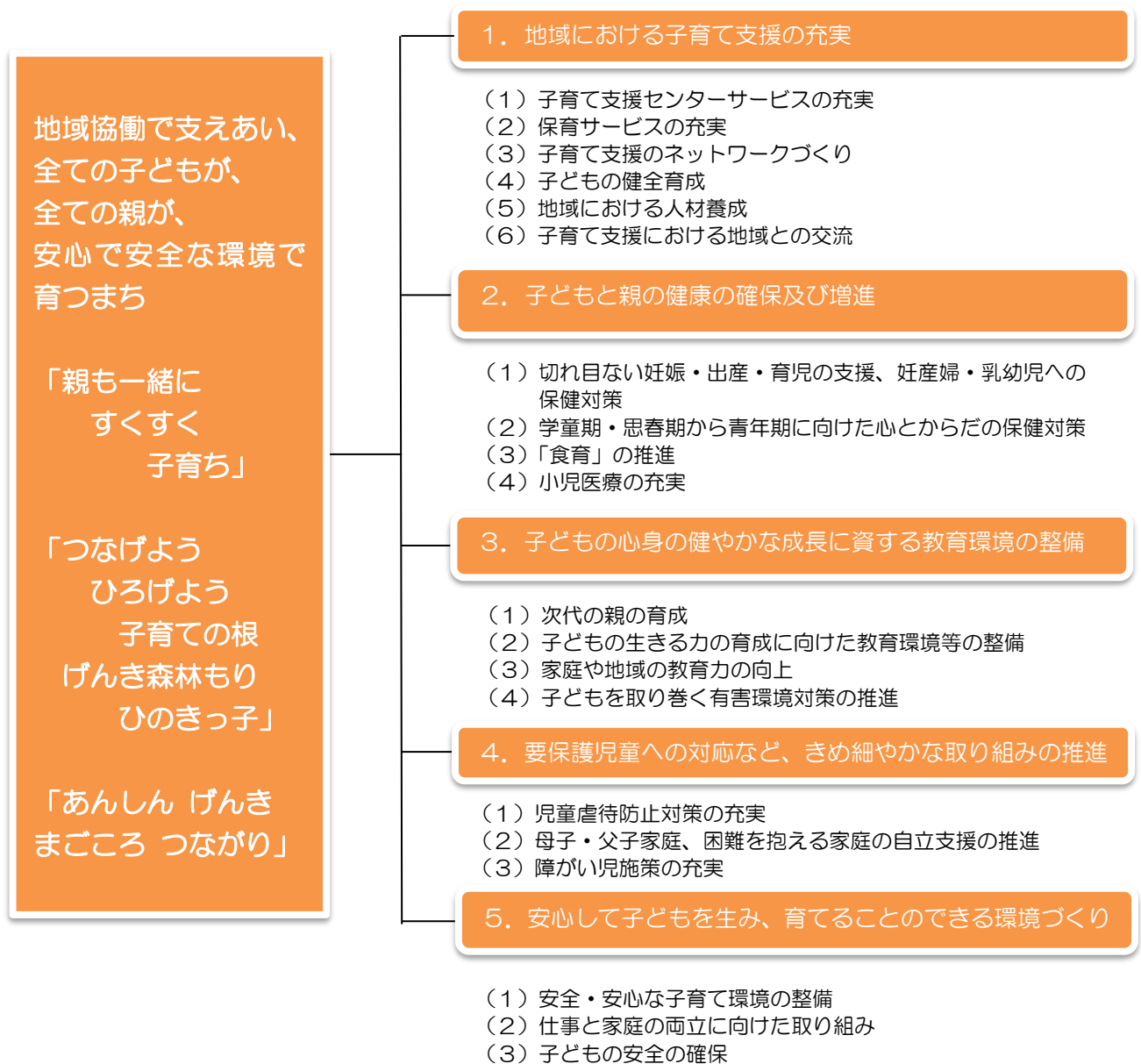
一本の木が集まって大きく力強い森林となるように、ひのきの里・あげまつの町民一人ひとりが、子育て家庭を支え合い、地域の絆を築いていきます。その中で子どもたちに元気に育ってほしいと考えます。そしていつまでもひのきの里・あげまつが、子どもたちの心のふるさととなるよう、願っています。

あんしん げんき まごころ つながり

安心して子育てができ、子どもが元気に育つ町を目指します。
地域全体がまごころでつながり、子育て世代の応援ができる町づくりを願っています。

第2期上松町子ども・子育て支援事業計画の目標と施策

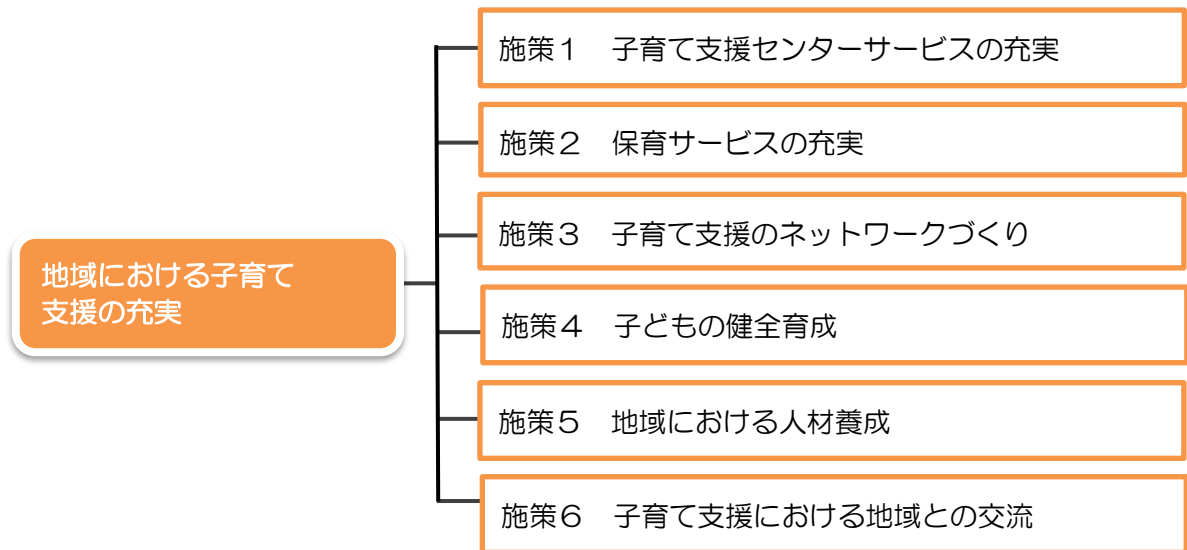
本町の子ども・子育て支援事業計画の施策の体系は下表の通りとなっています。



4 基本目標と分野別施策の展開

上松町次世代育成支援行動計画の基本理念を継承しつつ、時代に則した目標や主要施策を示します。

■目標 1 地域における子育て支援の充実



施策1 子育て支援センターサービスの充実

全ての子育て家庭への支援、親子で気軽に遊んだり、交流したりできる場所を提供するとともに、質の高いサービス提供の推進を図ります。

施策事業	具体的な内容
子育て支援センターにおける支援サービス	- 親子の仲間作りや育児支援、保護者のリフレッシュを目的として各種企画行事を実施する。 - 保護者のリフレッシュ等、理由を問わず未就園児の一時預かり事業を行う。 - 育児相談を実施し、開放時や行事などを含め保護者の悩みや相談に応じ、場合により保健師や専門機関へのつなぎを行う。 - 子育てサークルとの連携や、活動の支援を行う。 - 支援センターに来ていない家庭の訪問や、親子の仲間作りの場を設ける。 - 質の高いサービスを提供するために、スタッフの研修の機会を確保する。

	- 安定したサービス提供のために、継続したスタッフの確保に努める。 - 利用状況の変化に柔軟に対応し、利用しやすい支援センター事業の推進に努める。
--	--

施策2 保育サービスの充実

養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を活かし、質の高い保育の提供、多様な保育ニーズに対応するよう努めます。

施策事業	具体的な内容
保育園の運営	- 保育目標に向かって、各年齢で目標を立て、養護と教育の両面から保育を行う。 - 園児の年齢に則した行事内容を考え、計画的に行事を行う。 - 自己評価を行い、その反省をもとに保育を行う。 - 子どもの健康及び安全確保などのため、常に施設点検等を行う。感染症予防のため衛生面に配慮する。
多様な保育需要に応じた保育サービスの提供	- 保育時間以外の保育（長時間保育）、3歳未満児保育、一時保育を実施する。 - 個々の特性に応じた保育や障がい児保育を実施し、必要に応じて加配保育士を配置する。 - 特に必要が認められる場合に、休日保育を実施する。 - 多様な保育需要に対応するため、保育士の増員に努める。 - 子どもの状況に応じた保育を実施するために必要な関係機関との連携をとる。 - 病児・病後児保育について、広域的な取り組みを視野に入れて検討を行う。 - 放課後児童クラブは、労働などにより家庭に保護者がいない小学生に対し、家庭に代わって保育を行う。開所日、開所時間等、利用ニーズに柔軟に対応する。また、継続的な指導員の確保に努める。
保育士の資質・専門性の向上	- 多様な家庭状況や保育需要への対応や、保育士などの資質・専門性の向上のために、園内研究の実施し、また、。 - 園外での保育研修会（公開保育、郡保育研修会、県保育大会、3歳未満児研修、発達障がい児への対応研修等）に積極的に参加する。 - 保育に携わる職員全員が研修に参加できるように時間、人員の確保に努める。

施策3 子育て支援のネットワークづくり

地域の社会資源を活かし、子育て世代と地域とのつながりづくりができるよう、情報提供やネットワークづくりに努めます。

施策事業	具体的な内容
子育てに関する情報の提供など	- 母子手帳交付時、町への転入時に、子育てサービス一覧を配布する。 - 子育て支援センター案内を、全ての対象家庭に配布する。 - 上松町公式ホームページ等を活用し、子育てに関する情報を総合的に提供できるように努める。

施策4 子どもの健全育成

「どこの子どもも地域の子」として、地域の人たちが協働して子どもたちの健やかな成長を応援します。

施策事業	具体的な内容
地域の協力による子どもの健全育成	- 小学生向け公民館講座「もりの寺子屋」を実施し、地域住民の方に講師を依頼するなど、地域の大人や子どもが一緒に集い、学べる環境作りをする。 - 小学校「子どもに返す木曜日」と協力し、子どもの様々な体験活動を行う。 - 家庭、学校、地域全体で「公民館オアシス運動」「信州あいさつ運動」を推進する。 「ハローウッドプロジェクトあげまつ」を通じて、出生から年齢に応じて、地元の木や木製品に触れる機会を提供する。 - 学校や各機関と協力して、インターネット等の利用について親子で学べる機会を確保する。
新・放課後子ども総合プランの推進	- 学童保育とともに放課後の子どもの居場所として、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施します。共通プログラムの実施等、一体または、連携した取り組みの推進に努めます。 「放課後子ども教室」は、小学校の余裕教室を主な活動場所として利用し、小学校全児童を対象として学習や体験、交流活動、遊びなどの支援を行う。 「放課後児童クラブ」（放課後児童健全育成事業）は、放課後等の小学生の保育とあわせて、居場所の提供を行う。 - 特別な配慮を要する子どもへの対応に関する方策を、各分野の関係者が連携し、放課後活動についての共通理解をもって取り組む。

施策5 地域における人材養成

多様な人材が町の子育て支援にかかわっていただけるように、各方面からの情報を収取し、連携に向けて調整していきます。

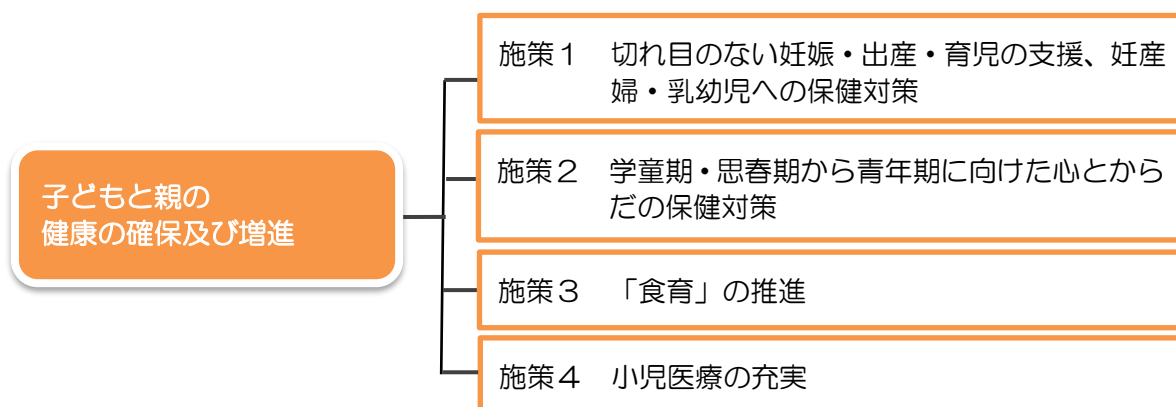
施策事業	具体的な内容
子育てにおける新しい人材の発掘・養成	- 子育てがひと段落した、経験豊富な世代、また、多様な人材が町の子育て支援にかかわっていただけるように、各方面からの情報を収取し、連携に向けて調整していく。 - 必要な研修会等への参加を支援する。
子育てに関する講座・研修などの開催	- 地域全体で子どもや子育て家庭を支援する観点から、広い範囲の方を対象に、研修会、子育てに関する講演会などを開催する。 - 子育てに関するボランティアの養成や支援を、関係機関と連携し行っていく。

施策6 子育て支援における地域との交流

子どもたちの成長にとって地域とのかかわりは大切です。地域協働の子育て支援推進のために、地域との交流を促進します。

施策事業	具体的な内容
地域との交流・世代間交流の促進	- 未就園児の親子を対象に、園の雰囲気味わったり、園児と触れ合うことを目的として保育園の園庭を開放する。 - 町老人クラブと連携し、畑づくりを通じた交流や、年長児との交流遠足を行う。 - 町内の老人福祉施設を訪問し、歌や体操、ふれあい遊びによる交流を行う。 - 町食生活改善推進協議会連携し、食を通じた交流を行う。 - 学校ボランティアの活動を通じて、地域の方と小中学生の交流を行う。 - 子ども食堂等の取組により、子育て家庭と地域との交流を行う。

■目標2 子どもと親の健康の確保及び増進



施策1 切れ目のない妊娠・出産・育児の支援、妊産婦・乳幼児への保健対策

切れ目ない支援、子どもや母親の健康確保のため、事業の継続実施と充実を図ります。

施策事業	具体的な内容
各種健診や訪問指導などのサービスの充実	- 母子手帳発行時の保健指導、支援に関するアンケート、母親学級 - 病院と連携した産後ケア - 新生児訪問、訪問指導、療育事業 2週間健診、1か月健診、3か月児相談、4か月児健診、7か月児健診、10か月児健診、12か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児健診、3歳児健診、5歳児相談 - 離乳食講習会、幼児歯の教室、親子料理教室 - 個別相談、育児相談、発達相談、巡回相談、保健所クリニック、受診支援 - 予防接種、視力検査、母子連絡会 - 親子遊びの教室実施 - 事業の内容と質を充実させていくためにも、スタッフの確保とスキルアップの推進を図っていく。
子育て世代包括支援センターの設置	個々の子育て家庭の切れ目ない支援の中核となる「子育て世代包括支援センター」設置に向けての準備、各機関との連携を検討しながら、それぞれの子どもや保護者に適切な支援を行う。また、窓口の一本化についても検討していく。

施策2 学童期・思春期から青年期に向けた心とからだの保健対策

子どもの命を守ることを第一とし、子どもと、その家族が直面する課題に関する教育や相談体制、関係機関との連携を強化します。

施策事業	具体的な内容
24 時間電話健康相談	24 時間、子育てなどに関する電話相談を受け付ける事業を委託で実施する。
健康教育や性教育の推進	・ ライフデザインセミナー、歯科教室、生活リズムアンケート（喫煙、飲酒など）を実施し、児童やその保護者に対して健康教育や性教育の機会を提供する。 ・ 小学校・中学校で年齢に応じた性教育・助産師による「いのちの講話」を行う。 ・ 保健師による、6年生、高校3年生に健康教育を行う。 ・ 小学校全学年、歯科衛生士による歯科保健指導を行う。 ・ 質の高い穂意見教育のために、専門職とのかかわりを継続していく。
子どもの人権を守る	・ 相談体制、関係機関との連携を強化する。 ・ 上松町いじめ対策推進条例を基に、上松町いじめ問題対策連絡協議会を設置する。 ・ 人権擁護委員による子ども人権相談の実施。 ・ 子どもの「いじめ問題・自殺防止」に関する問題に目を向け、小学校・中学校と協働して、子ども向けの講演会を開催する。 ・ 小学校児童・教員・保護者向けのCAPプログラムを実施する。

施策3 「食育」の推進

子どもを中心に、保護者や大人も一緒に、食育を推進します。

施策事業	具体的な内容
食に関する学習・体験活動の提供など	・ 食生活改善推進協議会、民生児童委員会、上松町特産品開発センターなどと連携し、各事業において調理及び畑づくりなどを行う。 ・ 子育て家庭へ、食育・生活リズムを中心とした町独自の資料の活用。 ・ 保育所においては、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、調理保育を行いながら、食に関心が持てるようにする。 ・ 献立表、おたより等を通じた食の情報の提供

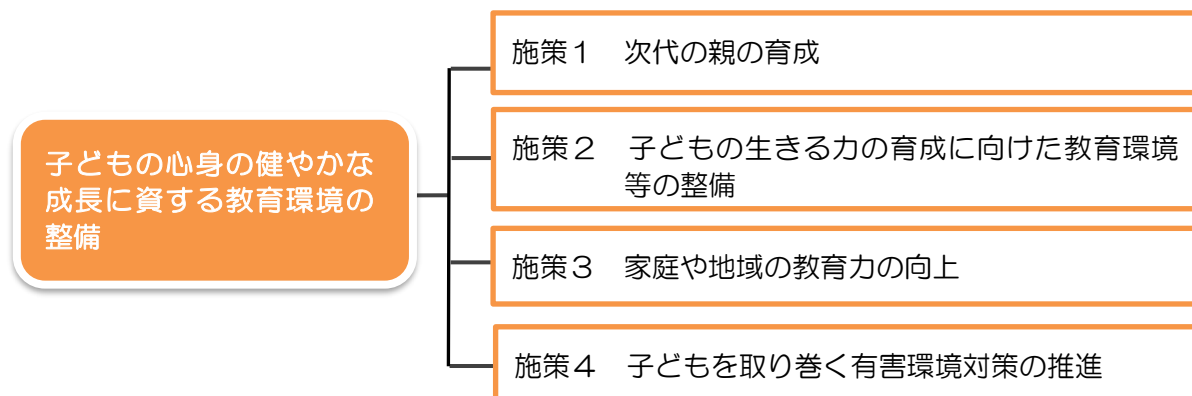
	・ 畑作りや、収穫した野菜を使っでの調理 ・ 特産品開発センターの協力による味噌作り ・ ほお葉巻作り等の郷土食へ関心を高める取り組み ・ 体験等の事業を行う際のスタッフの確保を行う。
--	---

施策4 小児医療の充実

必要な医療が受けられるように、医療機関や関係機関との連携をとりながら広域的に対応していきます。

施策事業	具体的な内容
福祉医療費支給事業	・ 子どもの医療の支援として、町独自で18歳の年度末まで医療費の助成を行う。
育成医療の給付	・ 身体上の障がい除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な医療の給付を行う。（口蓋裂形成術、先天性耳奇形成術、肝臓腎臓移植術等）
養育医療の給付	・ 未熟児で生まれ、入院養育が必要な乳児に必要な医療費の給付を行う。

■目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



施策1 次代の親の育成

次代の親の育成の取組を継続して行っています。

施策事業	具体的な内容
男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる意義の理解	- 中学生を対象に、助産師の授業と赤ちゃん抱っこ体験「赤ちゃんふれあい体験」を行う。 - 高校3年生へのライフデザインセミナーを実施する。
男女共同参画に関する広報啓発などの取り組みの推進	- 町男女共同参画計画の策定に向けての検討 「男女共同参画」をテーマとした人権学習会等を開催し、参加者への意識啓発に努める。

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各機関との連携や地域の力を借り、子どもの心、生きる力を育てる取り組みを推進します。

施策事業	具体的な内容
子ども一人ひとりにあったきめ細やかな指導の充実	- 低学年児童の基礎学力充実のため、学習習慣形成職員を配置。 - 支援員の配置による、児童一人一人に合ったきめ細やかな支援。
豊かな心を育む活動の推進	- 絵本講座「絵本とあそぼう」の開催。 - 町から節目ごとに本のプレゼント行う。 - 生後7カ月 ブックスタート - 小学校入学時 セカンドブック - 中学校入学時 サードブック

キャリア教育の推進	・ 小学校では、地域に働く方たちの工夫や苦勞を学ぶ「地域社会見学」を行う。 ・ 中学校では、総合的な学習の時間を中心に、地域の方々や関係機関にご協力をいただきながら林業体験・職業体験・福祉体験・キャンプを行う。
学校（空き教室）の地域開放	・ 空き教室を利用して、子どもたちが放課後に安心して遊んだり、交流・体験活動をしながらか地域の中で子ども達とともに交流の輪を広げていく活動、放課後子ども教室「きっこう」を行う。 ・ 地域とともにある学校のため、学校の地域への開放に向けて検討していく。
教育活動・教育環境、子育て支援の充実	・ 学校支援ボランティア等による学校環境整備活動など、地域の方々にもお手伝いいただきながら、草取りや草刈り、樹木の剪定など、教育環境の整備に努めていく。 ・ ゆうゆうクラブが小学生の体力テストや体育の学習サポートを行うなど、教育活動の支援をしていく。

施策3 家庭や地域の教育力の向上

地域や各機関の連携で、家庭や地域の教育力を向上し、子どもに帰す取り組みを推進します。

施策事業	具体的な内容
基本的な生活習慣を身につけるための教育の推進	・ 家庭、学校、地域が連携し、「早寝・早起き・おいしい朝ごはん」の取り組みを推進していく。 ・ 保護者向けおたより等で保護者への情報提供を行う。 ・ 乳幼児健診時の講話、健診時に個別支援を行う。
地域と学校の連携、協力による「学社融合」の推進	・ 地域と学校の連携を推進する施策である「信州型コミュニティースクール」を活用して、地域と学校が連携して、開かれた教育活動の推進を図っていく。 ・ 小学校では、ボランティアの方との交流や、かざぐるま作り指導、しめ縄作り指導、クラブ活動の指導など行う。 ・ 中学生を対象としては、総合的な学習の時間に、地元の方に講師になっていただき、郷土料理や郷土芸能などの活動、林業体験学習などを行っていく。 ・ 公民館人材バンクの活用。

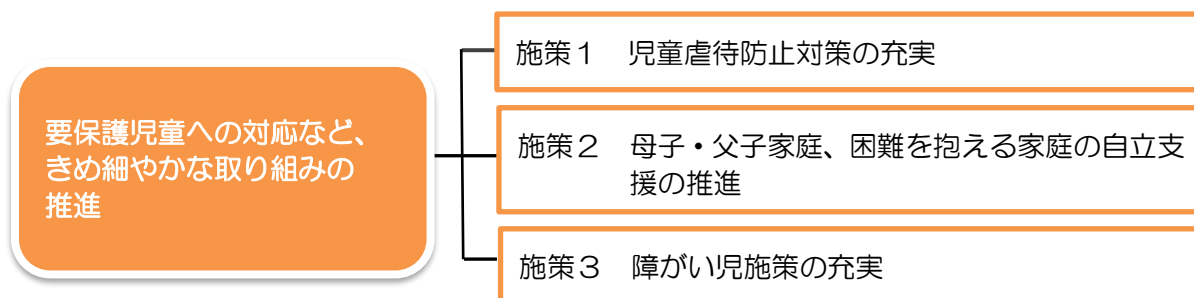
総合型スポーツクラブ「ゆうゆうクラブ」による子育て支援	- 子育て支援センター親子運動教室、保育園運動教室、小学生運動教室などを実施していく。 - 親子で参加しやすい行事を開催し、運動を通じた親子のふれあいの機会を提供する。
ジュニアスポーツクラブへの活動支援	- 好きなスポーツを楽しむことができるよう、ジュニアスポーツクラブの活動場所の確保や助成など、全面的バックアップを行う。 - 新たなスポーツのサークル化、スクール化への支援を行っていく。 - 運動に苦手意識がある人でも楽しみながら運動能力の向上につなげられるように教室やイベントを見直し、誰もが気軽に参加できるよう働きかけていく。
家庭教育の推進	- 家庭の教育力向上のために、PTAと協力して講演会を行う。 - 小学校と中学校が連携して「家庭学習の手引き」を作成し、望ましい家庭学習ができるよう、児童・生徒や保護者に働きかけていく。 - 祖父母世代、地域全体へ、現代の子育てを理解していただく取り組みを行う。 - 保育園の保護者の一日保育士体験の実施
家庭への支援	町保健師、多職種が連携し、相談等、学童期以降の子育て家庭への切れ目ない支援を推進していく。

施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを有害環境から守るための取組を、地域全体で推進します。

施策事業	具体的な内容
性や暴力などに関する過激な情報などの有害環境の排除	- 青少年健全育成推進委員会との連携・協力により、啓発活動や、町内の有害環境チェック活動を、地域の方への子どもの見守りのお願いとともに進行。 - 関係者による会議や研修等への参加、情報交換を行う。 - 保護者向けの講演会（ネット社会の弊害など）の企画を推進し、有害環境対策に取り組む。 - 長野県「子どもを性被害から守るための条例」賛同を遵守する。 - 誰もが自分らしく生きられる社会の実現のために、ジェンダーに対する正しい理解の促進を図る。

■目標4 要保護児童への対応など、きめ細やかな取り組みの推進



施策1 児童虐待防止対策の充実

子どもの命を守ることを第一に、虐待防止策の強化、相談体制の強化に努めます。

施策事業	具体的な内容
育児不安や虐待などに関する相談体制の整備	- 保健師、子育て支援センターに相談窓口を置き、随時育児相談受付、対応、相談先の紹介、家庭訪問など柔軟に対応し、相談体制の強化に努める。 - 母子手帳発行時、新生児訪問時に相談場所の周知を行う。 - 児童虐待防止月間などを活用し、町報紙、町ホームページ等で相談先を周知する。 - 親向け講座（コーチングやノーバディーズ・パーフェクトプログラム）を開催し、育児不安を和らげる取り組みを行っていく。 - 社会資源の整備、社会的養育を含めた取り組みの検討。
要保護児童対策地域協議会	定期的に関係機関と情報共有の機会を持ち、要保護児童、その家庭に対し、迅速な対応を行っていく。
子育て短期支援事業	ショートステイ事業を木曽ねざめ学園へ委託して実施し、必要に応じて短期間子どもを保護する。

施策2 母子・父子家庭、困難を抱える家庭の自立支援の推進

子育てに困難を抱える家庭の相談や支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
相談体制の充実、施策に関する情報提供など	- 保健福祉事務所との協力により、母子・父子家庭、困難を抱える家庭が相談しやすい体制を整え、家庭への情報提供を行う。 - 子育て世代包括支援センターを中心とし、各機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る。 - 寺子屋食堂などによる貧困家庭への支援の充実を図る。

家庭への支援	- 一時的に生活援助が必要で、日常生活を営むことに支障がある家庭や、保護者の疾病等で家庭環境が整わない家庭に、家庭生活支援員を派遣し、生活の支援を行う「日常生活支援事業」を、社会福祉協議会等に依頼して行う。 - ひとり親家庭等学習支援事業の実施に向けて検討していく。
--------	--

施策3 障がい児施策の充実

子どもが社会に適応し、自分らしく成長するために、障がいの早期発見の取組と合わせて、子ども、保護者に寄り添った支援に努めます。

施策事業	具体的な内容
子どもの特性の把握と障がいの早期発見、早期療育、治療	- 乳幼児健診の内容、発育・発達相談を充実させる - 各機関の連携により情報の共有を行う。 - 各種健診などで要フォローとなった場合の支援を丁寧に行い、必要により木曽子どもセンターでの療育や専門医療機関の受診、リハビリ等の機会を確保する。 - 定期的に健診を見直し、精度を上げるよう努める。 - 新生児聴覚検査助成の継続。 - 子ども、保護者の気持ちに寄り添った支援を行う。
医療機関、療育機関などとの協力、連携	- 巡回相談、教育相談の充実 - 各機関との協力、連携 - 木曽こどもセンターとの連携 - 木曽障害者総合支援センター「ともに」や、作業療法士、言語聴覚士と連携しながら、発達・発育相談の機会を確保する。 - 保健・医療福祉分野とのコーディネートを実施する。 - 各機関の連携により、医療的ケアが必要な子どもへの対応について検討していく。
障がい児・者の日中一時支援事業	- NPO 法人上松町こども未来会議や木曽町ひのきちゃんハウスに委託し、障がい児・者の家庭に代わり、日中の生活・活動の場を提供する。 - 社会福祉協議会と連携し、アート活動やスポーツ活動に取り組む。

■目標5 安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくり



施策1 安全・安心な子育て環境の整備

町で子育てしたい、親子で住み続けたいと感じる町づくりのために、子育て世代への各種支援の検討、支援の充実に努めます。

施策事業	具体的な内容
子育て世代への経済的支援	・ 出産祝い金、商品券の支給 ・ 支援センター利用料の負担減 ・ 保育認定の3歳児以上児保育料無料 ・ 町独自の保育料設定、第3子以降保育料軽減 ・ 保育園給食費を町負担で実施 ・ 就学祝い金の支給（小学校、中学校） ・ 小中学校給食費一部町負担 ・ 転入者へのウェルカム祝い金の支給
子育て世帯に対する住宅の確保	・ 子育て世帯が優先して入居する定住促進住宅の建設、維持管理、宅地造成を計画的に実施する。良質な住宅の確保に努める。
安全な道路・交通環境の整備	・ カラー舗装などによる車道と歩道の区別の促進。 ・ 小学校・保育園付近の路面に、ゾーン30として、速度30キロ制限のカラー舗装をし、運転手への注意喚起を行う。 ・ 保育園前の町道において、登園・降園時間に合わせて車両の進入制限を実施する。 ・ 公共交通機関と協力し、通学のための交通を確保する。
子どもの安全な遊び場の整備	・ 子どもの安全な遊び場が確保できるように検討を行う。 ・ 休日に保育園の園庭を開放する。 ・ 町にある資源の活用、公園等の既存施設の整備と周知と行う。

施策2 仕事と家庭の両立に向けた取り組み

働きながら子育てをしている家庭が増えています。働く人だれもがワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、各方面から、働き方の見直しの取組を推進します。

施策事業	具体的な内容
好事例の収集・情報提供・啓発	- 仕事と生活の調和の実現のために、働き方の見直しや、多様な働き方に対応した、次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の好事例の情報の収集・提供をし、企業や働きながら子育てをしている方へ啓発を行う。 - 働く女性が増えており、男性の積極的な育児参加、家事参加啓発を行う。
産休・育休など制度の周知	- 母子手帳発行時に、働いている妊婦に対し、産前産後休暇、育児休業制度の説明、ワーク・ライフ・バランスの資料を配布し、説明をする。 - 父親、母親共に、計画的に育児休業が取得できるように支援する。

施策3 子どもの安全の確保

交通、防犯、防災について、子どもの安全対策を推進します。

施策事業	具体的な内容
交通事故防止対策	- 乳幼児健診の際、事故防止に関するパンフレットを用いて説明をする。 - 母子手帳発行時にチャイルドシートのパンフレットを用いて、チャイルドシートの正しい着用について説明をする。 - チャイルドシート購入費を助成する。
保育園・小学校・中学校における安全対策	保育園、学校の安全体制の整備を図るため、以下の活動を実施します。 【保育園】 - 年間の訓練計画に基づき、毎月の避難訓練を実施する。 - 職員による施設の安全点検を実施する。 - 交通安全の日を設け、安全教育を行う。 - 年1回親子交通安全教室を開催する。 - 危機管理マニュアル、衛生マニュアル、給食危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルを作成し、全職員に周知する。 - きずなネットを活用し迅速に保護者への連絡を行う。

	- 職員への緊急事態の連絡が早く伝わるよう、広報、電話連絡等で周知を行う。 - 職員を対象に救急法講習会を行う。 - 保育園入園時に、交通安全啓発の黄色のメトロ帽子を配布する。 - 保育園の園外保育活動の際の安全確保を行う。 【小学校】 - 年間計画に基づき、年間3回の避難訓練、2回の交通安全教室、1回の防犯安全教室、1回の地震車体験を行う。 「安全の日」を毎月設け、職員が安全点検を行う。 - 危機管理マニュアルや、保健安全計画を作成し、それに基づいて全職員に周知徹底する。 - 保護者にはきずなネット・広報・学級連絡網などで、緊急連絡が全員に早めに伝わるようにする。 - 職員や保護者を対象に、救急法講習会を行う。 - 入学時、4年生進学時に、通学用ヘルメットを配布する。 - 登下校の安全確保として、ボランティアによる見守り、青色パトロールを行う。 【中学校】 - 年間計画に基づき、年間3回の避難訓練（うち1回は地震車体験または煙体験または消火器訓練）、1回の交通安全教室を行う。 - 職員が校内の安全点検を行い「安全点検カード」を月はじめに提出する。 - 危機管理マニュアルを全職員に周知徹底する。 - 保護者にはきずなネット・広報・学級連絡網などで、緊急連絡が全員に速やかに伝わるようにする。 - 生徒、職員全員に年1回心肺蘇生法講習会を行う。
--	--